

地方独立行政法人市立東大阪医療センター  
財務報告等の信頼性確保に関する包括支援業務仕様書

令和3年9月24日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター

# 業務仕様書

## 1. 件名

地方独立行政法人市立東大阪医療センター財務報告等の信頼性確保に関する包括支援業務

## 2. 業務の目的

本業務は、市立東大阪医療センター（以下「当センター」という。）における財務報告等の適正な業務運営体制の確保、業務の正確性の確保及び効率性の向上を図り、当センターの内部統制のうち財務報告等の信頼性確保に資する整備を目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和4年4月30日

## 4. 業務の内容

上記2の目的を達成するために必要な業務を下記のとおり実施する。ただし、当センターとの協議により変更することを妨げない。

### (1) リスクの識別

リスクの識別に必要な下記の支援を実施する。

- ①リスク識別の進め方に関する支援
- ②リスク識別を網羅的に行うための方法に関する支援
- ③関係部門のヒアリング
- ④各種打ち合わせへの参加
- ⑤上記以外の必要な支援等

### (2) 識別したリスクの分類・分析・評価

識別後のリスクに関して、当センターの運営に対する影響度等を分析・調査し内部統制で対処すべきリスクを決定する。

- ①リスクの分類・分析・評価の方法に関する支援
- ②リスク評価に関する支援
- ③各種打ち合わせへの参加
- ④報告会の開催
- ⑤上記以外の必要な支援等

### (3) リスクに対応する内部統制の整備・提言

財務報告等の信頼性確保に資する整備を行うため、下記の支援業務を実施する。

- ①リスクに対応する内部統制に関する関係部門のヒアリング

- ②リスクと内部統制の対応表作成支援
- ③対応表に不足する項目の支援
- ④業務プロセスの見直しに関する提言
- ⑤関係規程・マニュアル類の整備に関する助言
- ⑥最終報告会の開催

## 5. 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、当センターと十分な連絡を保ち、処理方針については当センターの指示に従い、承諾を得るものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有する従事者を配置しなければならない。
- (4) 受託者は、国・府及び市の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 当センターは、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 受託者は、当センターに対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、当センターに帰属するものとする。
- (8) 受託者は、業務により知り得た事項について秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に当センターの承認を得るものとする。
- (10) 受託者は、出席した各種打ち合わせの要点を整理し、提出するものとする。
- (11) 受託者は、必要に応じて当センターが開催する各会議等に参加し説明を行うこととする。なお、各会議で配布する資料は受託者が準備するものとし、事前に当センターに提出し了承を得ることとする。

## 6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。成果品は、紙媒体で製本の上3部、電子媒体（CD-R等）で1部提出するものとする。

- (1) リスクの識別
  - ①ヒアリング結果要約メモ
  - ②リスク識別結果表
- (2) 識別したリスクの分類・分析・評価

- ①リスク分類分析結果報告書
  - (3) リスクに対応する内部統制の整備・提言
    - ①ヒアリング結果要約メモ
    - ②リスク対応表
    - ③業務プロセスの見直し提言書（業務記述書）
- ※ (1) (2) (3) に関する中間報告書・中間提言書（提出日：令和4年1月末）
- ※ 中間報告書は上記(3)③を除く各項目毎に成果を報告し、中間提言書は上記(3)③の中間的な提言を報告するものとする。

## 7. スケジュール等の提出

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際、次の書類を提出し、当センターの承諾を得るものとする。
  - ①スケジュール表（当センターが提示する案に沿って作成することとするが、適切な提案を提示することを妨げない）
  - ②従事者一覧表
  - ③その他、当センターが必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、上記(1)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに当センターに文書で報告し、承諾を得なければならない。ただし、②については、プロポーザル時における記載人数を下回ることはできない。

## 8. 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、当センターの検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 検査に際しては、受託責任者を出席させるものとする。
- (3) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (4) 検査及び訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

## 9. その他

- (1) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター業務方法書の内容に留意すること。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、当センターと受託者で協議のうえ決定するものとする。
- (3) 地方独立行政法人市立東大阪医療センターが指定管理者として管理運営している大阪府立中河内救命救急センターにおける同業務についても、本業務の受託者と協議のうえ別途契約する可能性がある。